

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 倶知安町長、倶知安町議会議長、倶知安町教育委員会、倶知安町選挙管理委員会、倶知安町代表監査委員、倶知安町農業委員会、倶知安町水道事業

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 89.8 % |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 90.9 % |
| 全職員 | 71.9 % |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | — % |
| 本庁課長相当職 | 96.1 % |
| 本庁課長補佐相当職 | 97.0 % |
| 本庁係長相当職 | 110.0 % |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 97.5 % |
| 31～35年 | 93.9 % |
| 26～30年 | 96.7 % |
| 21～25年 | 86.1 % |
| 16～20年 | — % |
| 11～15年 | 95.4 % |
| 6～10年 | 93.1 % |
| 1～5年 | 97.0 % |

【説明欄】

- ①扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は88.4%、住居手当の受給者に占める男性の割合は68.8%である。
- ②倶知安町には「本庁部局長・次長相当職」に該当する職員が存在しない。
- ③16～20年は、女性職員の対象者が少ないことにより、特定の職員の給与が推測しうる場合として掲載していない。
- ④所定の勤務時間数が少ない等により給与額が相対的に低い会計年度任用職員のうち、多くが女性であり、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。